

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉澤

隆

越谷川口線	路線名
川口市大字赤山字山王町 二四八番五地先から 同市大字赤山字山王町 二四八番五地先まで	供用開始の区間
令和四年九月十六日	供用開始の期日
令和四年九月十六日付けさいたま県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一六・九三メートル	備考